

令和8年度 中野区下水道施設整備技術専門員（会計年度任用職員）募集要項

令和7年12月2日
都市基盤部道路建設課

1. 採用職種及び応募資格等

（1）採用職種・採用数・勤務場所・勤務態様及び勤務条件

採用職種	採用数	勤務場所
中野区下水道施設整備技術専門員	1名	中野区役所本庁舎等 (中野区中野4-11-19)
勤務態様・勤務条件		
月16日勤務 ・原則、土曜日、日曜日、祝日を除く月曜日から金曜日 ・原則、午前8時30分から午後5時15分（実働7時間45分） ・各月の勤務日等は別途指定します。		

（2）業務内容

下水道施設整備に関する以下の業務。

- ・下水道施設の計画的な維持管理に関すること。
- ・下水道施設の計画的な改修工事に関すること。
- ・前2項に掲げる職務に伴う窓口対応等の事務に関すること。
- ・専門的技術の指導及び人材育成を行うこと。

（3）任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）応募要件

- ①、又は②に該当し、かつ③～⑥すべてに該当する方が応募できます。
- ① 地方公共団体において下水道施設の整備に関する事務に5年以上従事した経験を有する方
 - ② 技術士の資格（技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第10号の上下水道部門に係る技術士試験の第二次試験に合格した方）を有し、かつ、下水道施設整備実務の経験がある方
 - ③ 下水道施設の計画的な維持管理及び改修工事の推進に熱意を有している方
 - ④ パソコン（ワード、エクセル、メール）の基本操作ができる方
 - ⑤ 職務を行うに適する健全な心身を有している方
 - ⑥ 欠格条項（※地方公務員法第16条 最終頁に掲載）に該当しないこと

2. 選考

(1) 第1次選考

書類選考	・下記3に掲げる応募書類により書類選考を行います。 ・応募書類は返却しません。また、応募書類は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用しません。
合格発表	令和7年12月中旬頃、合否に関わらず郵送又はメールで結果を通知予定。

(2) 第2次選考

日時・場所	令和7年12月下旬頃（区が指定する日時）。中野区役所本庁舎
面接選考	職務遂行能力及び業務に対する適性、並びに下水道施設整備技術専門員として必要な知識等について個別面接を行います。
合格発表	令和8年1月上旬までに、合否に関わらず郵送又はメールで結果を通知予定。

3. 応募書類・応募方法・応募期間

応募書類※	・中野区下水道施設整備技術専門員（会計年度任用職員）採用選考申込書
応募方法・期間	・郵送の場合は、封筒の表面に「下水道施設整備技術専門員採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず <u>簡易書留</u> により郵送してください。（簡易書留によらないものの事故等は責任を負いません。） ・持参の場合は、下記の受付場所で定められた曜日・時間で受け付けます。 <u>令和7年12月2日（火）～令和7年12月12日（金）必着</u> ・メールの場合は、下記の表のアドレス宛てに送付して下さい。 受付期限は <u>令和7年12月12日（金）午後5時</u> です。

※中野区下水道施設整備技術専門員（会計年度任用職員）採用選考申込書については、中野区役所ホームページからダウンロードできます。

送付先・受付場所	持參受付曜日・時間
〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 都市基盤部 道路建設課 道路維持係（9階） メール：dorokensetsu@city.tokyo-nakano.lg.jp	土曜、日曜、祝日を除く毎日、 午前8時30分から午後5時まで。

4. 報酬等

月額 289,005円

- ・社会保険料、雇用保険料本人負担額および源泉徴収所得税が差し引かれます。
- ・その他に期末手当、交通費（上限あり）を支給します。

5. 休暇・福利厚生等

- ・年次有給休暇、慶弔休暇等が付与されます。
- ・社会保険（健康・介護・厚生年金保険）及び雇用保険の適用を受けます。
- ・年1回、一般的な健康診断を受診できます。

6. 問合せ先

採用や業務内容について	中野区 都市基盤部 道路建設課 道路維持係 電 話：03-3228-5743 担当：玉井 メール：dorokensetsu@city.tokyo-nakano.lg.jp
-------------	---

※欠格条項（地方公務員法第16条）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者